

「学校でのいじめ」は「学校犯罪」

— 「刑法」をよく読み「学校犯罪」を撲滅しよう —

開倫塾

塾長 林 明夫

1. おはようございます。開倫塾塾長の林明夫です。今朝も「開倫塾の時間」をお聴きいただき、ありがとうございます。

今「いじめ」について新聞で非常に話題になっていますので、私の考えを少し述べさせていただきます。

2. 少し極端かもしれませんが、私は、何が犯罪であり、その犯罪に対してどのような刑罰を課すべきか国会で決定した刑法という法律に照らしてみると、「いじめ」の大半は「犯罪」だという考えです。よく考えてみますと、学校で小学生や中学生・高校生によって行われている「いじめ」は、「犯罪」に当たる行為です。大人がやれば刑罰をもって国家が処罰するのに値するものだという事です。

「いじめ」は誰が行っても「犯罪」です。たまたま 14 歳未満の少年・少女が刑罰法令に触れる行為を行った場合は、刑事責任が問われなくて刑罰が課せられないだけだと考えます。なぜかと言いますと、14 歳未満の少年・少女は、刑事責任能力を問うだけの物事に対する認識能力や行動能力が十分ではないからと考えられているからです。ただ、「いじめ」の大半は「犯罪」行為であることに変わりはありません。ですから、「いじめ」は行ってはならない、「いじめ」が行われていることを見過ごしてはならないと考えます。

3. 「いじめ」を考えるときに最も参考にすべきは、「刑法」という法律です。法律の条文は六法全書という本やインターネットで見られます。何が「犯罪」で、「犯罪」に対してどのような刑罰が課せられるかについて書いてあるのが、「刑法」という法律です。これを少し読んでみますと色々なことがわかります。

4. (1)刑法第 199 条には「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役に処する」と書いてあります。

(2)第 204 条には「人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する」、つまり、人の身体を傷害すれば「傷害罪」という「犯罪」だということです。

(3)第 206 条には「現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金若しくは科料に処する」とあります。自分で手をくさなくとも、人

を傷つける現場において「もっとやってしまえ」などと勢いを助けると、「現場助勢罪」という「犯罪」になります。

(4)第 208 条は暴行罪としてよく知られていますが、「暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する」とあります。これはどういうことかと言いますと、殴りかかって相手に当たらなくても「暴行罪」だということです。耳元で大きな声をさせるのも「暴行罪」です。暴行を加えたら人を傷つけなくても成立するのが「暴行罪」という「犯罪」です。

(5)それから、第 220 条には「不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3 月以上 7 年以下の懲役に処する」とあります。これは「監禁罪」です。人を取り囲んで逃げられないような状況にしたら「監禁罪」という「犯罪」です。

(6)第 222 条には「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万以下の罰金に処する」とあり、「〇〇するぞ」と脅すと「脅迫罪」になります。

(7)第 223 条には「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する」。これはどのようなことかと言いますと、「〇〇するぞ、だから△△しろ」というのは「強要罪」という「犯罪」です。人に物を強要する「犯罪」です。

(8)第 235 条には「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する」という条文があります。人の物を盗んだら「窃盗罪」です。他人の自転車を勝手に乗り回して乗り捨てるという行為は、「自転車窃盗」という有名な「犯罪」で、これも「窃盗罪」です。スーパーなどでお店の物を「万引き」をするのも「窃盗罪」という「犯罪」です。

(9)第 249 条には「人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する」。人を脅かして物やお金を出させたら「恐喝罪」という「犯罪」です。

(10)第 261 条には「他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する」。他人の物を壊す・他人の物を使えない状況にした場合は「器物損壊罪」という「犯罪」です。

5. このように、「刑法」という法律をじっくりと読んでいただきますと、何が「犯罪」かがわかります。おそらく今報道されているような「いじめ」は、先ほど読み上げました刑法の条文にかなり抵触をしている、触れているかもしれません。よく「刑法」を読むと、学校で「いじめ」と言われているものの大半は「犯罪」であり、罰則まで付いています。ですから、そのようなことはやらな

いほうがよい、もしやっている人がいたら諫めたり、学校や教育委員会、警察官、検察官など色々な人に届け出たり、被害届を出すなど抑止をしたほうがよいのではないかという考えです。

これは私の提案ですが、これからは「学校でのいじめ」ということばを使わないで、「学校での犯罪、学校犯罪」ということばを使うとよいのではないかと思います。そして、小学生や中学生であろうと、また高校生であればなおさらのこと、「このような条文が刑法に書いてあるよ」とよく知らせてあげること大事だと思います。先生や教える立場の先生も「いじめは犯罪であること」をきちんと理解をして、「犯罪」と遊びを明確に区別をし、「犯罪」とは何かを教えたほうがよいと思います。保護者や地域社会の人々、学校の校長先生、教育委員会の方、市役所の方、児童相談所の方、議会の議員の方も皆さんに刑法をよく読んでいただいて、みんなで協力し合って、「学校での犯罪、学校犯罪」を撲滅することが大事かと考えます。

6. 毎日のように学校でのいじめについて新聞や TV など色々なことが報道されていますので、皆さんにもよく考えていただきたいと思います。もし身近にそのようなことがありましたら、まずは学校の校長先生と教育委員会に相談すること、警察官や検察官に相談することです。それらと同時に、弁護士の先生に相談することを私はお勧めします。弁護士の先生は人々の権利、基本的人権を守ることが仕事ですので、わからないことがあったら弁護士の先生に相談して、弁護士の先生を通じて色々なことをやっていただくとよいと思います。そのようにすると、自分で自分の身を守ることができると思いますので、どうか弁護士の先生にご相談なさることをお勧めします。

— 2013 年 2 月 23 日追記・改訂 林明夫 —